

福島市道路占用料徴収条例 新旧対照表

【道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物】

占用物件	単位	占用料額 (円) 改正後	占用料額 (円) 改正前
第一種電柱	1本/年	570	510
第二種電柱	1本/年	870	790
第三種電柱	1本/年	1,200	1,100
第一種電話柱	1本/年	510	460
第二種電話柱	1本/年	810	730
第三種電話柱	1本/年	1,100	1,000
その他の柱類	1本/年	51	46
共架電線その他上空に設ける線類	1m/年	5	5
地下に設ける電線その他の線類	1m/年	3	3
路上に設ける変圧器	1個/年	490	450
地下に設ける変圧器	占用面積 1㎡/年	300	270
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個/年	1,000	910
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個/年	420	380
その他のもの	占用面積 1㎡/年	1,000	910

【道路法第32条第1項第2号に掲げる物件】

占用物件	単位	占用料額 (円) 改正後	占用料額 (円) 改正前
外径が0.07m未満のもの	1m/年	21	19
外径が0.07m以上0.1m未満のもの	1m/年	30	27
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	1m/年	45	41
外径が0.15m以上0.2m未満のもの	1m/年	61	55
外径が0.2m以上0.3m未満のもの	1m/年	91	82
外径が0.3m以上0.4m未満のもの	1m/年	120	110
外径が0.4m以上0.7m未満のもの	1m/年	210	190
外径が0.7m以上1m未満のもの	1m/年	300	270
外径が1m以上のもの	1m/年	610	550

【道路法第32条第1項第3号に掲げる施設】

占用物件	単位	占用料額 (円) 改正後	占用料額 (円) 改正前
自動運行補助施設 導線その他の線類 (地下に設けるもの)	1m/年	3	
自動運行補助施設 導線その他の線類 (その他のもの)	1m/年	10	
自動運行補助施設 標示柱その他の柱類	1本/年	810	
自動運行補助施設 その他のもの (上空に設けるもの)	占用面積 1㎡/年	510	
自動運行補助施設 その他のもの (地下に設けるもの)	占用面積 1㎡/年	300	
その他のもの	占用面積 1㎡/年	1,000	

【道路法第32条第1項第4号に掲げる施設】

占用物件	単位	占用料額 (円) 改正後	占用料額 (円) 改正前
	占用面積 1㎡/年	1,000	910

【道路法第32条第1項第5号に掲げる施設】

占用物件	単位	占用料額 (円) 改正後	占用料額 (円) 改正前
上空に設ける通路	占用面積 1㎡/年	900	930
地下に設ける通路	占用面積 1㎡/年	540	560
その他のもの	占用面積 1㎡/年	1,000	910

福島市道路占用料徴収条例 新旧対照表

【道路法施行令第7条第1号に掲げる物件】

占用物件	単位	占用料額 (円) 改正後	占用料額 (円) 改正前
看板 (アーチであるものを除く) 「一時的に設けるもの」	表示面積 1 m ² /月	180	190
看板 (アーチであるものを除く) 「その他のもの」	表示面積 1 m ² /年	1,800	1,900
標識	1 本/年	810	730
アーチ 「車道を横断するもの」	1 基/月	1,800	1,900
アーチ 「その他のもの」	1 基/月	900	930

【道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物】

占用物件	単位	占用料額 (円) 改正後	占用料額 (円) 改正前
	占用面積 1 m ² /年	1,000	910

【道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料】

占用物件	単位	占用料額 (円) 改正後	占用料額 (円) 改正前
	占用面積 1 m ² /月	180	190

〈「看板」の単価に関する留意事項〉

電柱、電話柱、軌道柱、街灯または消火栓標識に添加された広告（以下「添加広告」という。）及び建物、塀その他道路区域外の工作物または物件に添加され、道路区域内に突出する広告のうち表裏二面に表示しているものの占用料は、条例で定める額の30/100に相当する額を減額する。

$$(\text{改正前}) @1,900 - (1,900 \times 30/100) = 1,330$$

$$(\text{改正後}) @1,800 - (1,800 \times 30/100) = 1,260$$